

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります

75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方が加入します。
平成20年4月以降に75歳になる方は、75歳になる誕生日の当日からとなります。

新しい保険証をお送りします。
医療等を受ける場合はご提示ください。

病院等で払う
一部負担金の割合は、
原則1割（現役並み所
得者3割）

新しい保険証を
1人に1枚交付

区市町村は、
相談・申請、保険料の徴収
東京都後期高齢者医療広域連合
は制度の運営

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成□□年□□月□□日	
被保険者番号	○○○○○○○○○○
住所	東京都△△市△△ △丁目△番△号
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和□□年□□月□□日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	<input type="checkbox"/> 割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 3 × × × × 東京都後期高齢者医療広域連合 公印



保険料について



保険料 均等割額 **37,800円** + 所得 * × 所得割率 **6.56%**

- ・所得の低い方、被用者保険の被扶養者だった方には、保険料の軽減措置があります。
- ・原則として平成20年4月の年金から保険料の天引きが始まります。
- *ここでいう所得とは、すべての収入から必要経費等をひいたもの（年金・給与収入の場合は計算式があります）から、退職所得を除き、基礎控除33万円をひいたもの

お問合せセンター

開設期間 平成20年3月10日から（土曜・日曜・祝日を除く平日のみ午前9時～午後5時）

電話 **0570-086-519** ファックス **0570-086-075**

- * 具体的な保険料額などの個人情報等、一部お答えできない場合があります。
- * PHS、IP電話などの方はお住まいの区市町村または 電話 **03-3222-4499**（東京都後期高齢者医療広域連合）

広域連合のホームページをご覧ください [東京いきいきネット](#) で **検索**